

複写サービス

原則

著作権法第 31 条 1 項に基づき、当館図書室所蔵資料の複製を行っています。

著作権について

著作権は、個人の著作物では「著作者の死後 70 年を経過するまで」、団体名義の著作物は「著作物の公表後 70 年を経過するまで」保護されます。（絶版の場合や出版社が現存しない場合も同様です。）著作権保護期間内は原則として著作物の一部分しか複写できません。

※ただし、以下の著作物は著作権が消滅しています。

- ・ 著作者の没年が昭和 42(1967)年以前の個人著作物
- ・ 公表年が昭和 42(1967)年以前の団体名義の著作物

当館での複写の範囲

種 類	複写できる範囲
図書	本文の半分以下。目次については全部可。
図書(全集・論文集)	各作品の半分以下。
雑誌	最新号は、各論文・記事の半分以下。 発行後相当期間を経過したものは、各論文・記事全部可。
地図	1 枚の半分以下。冊子体の場合は、見開きの片ページまで。 ただし、国土地理院が作成した地図は、調査研究目的なら全部複写可。

- ・ 資料保存の観点から、複写をお断りすることがあります。これらの判断は、図書収蔵委員会で行っています。
- ・ 複写資料の枚数、資料の状態によっては、当日にお渡しできない場合があります。受け渡し票をお渡ししますので、後日受け取りにご来館ください。